資料２

大阪府リサイクル製品認定制度の概要

１． 大阪府リサイクル製品認定制度について

　大阪府循環型社会形成推進条例に基づき、「大阪府リサイクル製品認定制度」を運用。

（再生品の認定及び普及）

第12条　知事は、循環資源の循環的な利用を促進し、及び循環型社会の形成に寄与する事業を営む事業者を育成するため、再生品のうち、別に定めるところにより循環資源の循環的な利用の促進に特に資するものを、事業者の申請に基づき認定し、及びその普及に努めるものとする。

対　　象：・府内で排出された循環資源を使用して国内で製造した製品

　　　　　・国内で排出された循環資源を使用して府内で製造した製品（平成30年4月要領改正により追加）

手数料：１申請につき18,000円

基　　準：リサイクル製品認定要領で認定基準を定める。
（循環資源の配合率、環境等への配慮、各種規格等への適合など）

認定期間：３年（ｺﾝｸﾘｰﾄ塊等を原材料とする再生舗装材については平成31年２月末まで）

２． 認定マーク

　

３． 認定製品数（各年度末）の推移について

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | H25年度 | H26年度 | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
| 認定製品数※１ | 269（185） | 276（192） | 272（206） | 262（209） | 274（231） |
|  | なにわエコ良品ネクスト※２ | － | － | 16 | 23 | 66※３ |
|  | なにわエコ良品 | 269 | 276 | 256 | 239 | 208 |

※１）（　）内は、コンクリート塊等を原材料とする再生舗装材を除く件数

※２）認定製品のうち、製造者により使用済み品が回収され、繰返しリサイクルされるものを

「なにわエコ良品ネクスト」として認定（平成27年度から認定）

※３）家具、強化磁器食器(学校給食用・病院用)、消火器など